

・市民課からのお知らせ

国民年金保険料の納め方

～保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています～

第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料額

・定額保険料（平成28年度分）1カ月 16,260円 ・付加保険料（希望される方）1カ月 400円

※納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してして下さい。
確定申告や年末調整の際には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や領収書の添付が義務付けられています。

納め方いろいろ 国民年金保険料

①納付書（現金）で納付

毎月の保険料は翌月末日までに納めます。

日本年金機構から送付される納付書で、全国の銀行（ゆうちょ銀行含む）、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫、コンビニエンスストア、MMK端末設置店で納めることができます。

※MMK端末とは、（株）しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。一部のコンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパー、病院内売店などや、一部の信用金庫、信用組合に設置されています。

③口座振替で納付

お申し込みは、振替開始希望月の前々月までに。

口座振替なら、ご希望の口座から自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関などに行く必要がなく大変便利です。

希望される場合は、住民登録をしている市町村の国民年金担当窓口またはお近くの金融機関、年金事務所等へお申込みください。

②電子納付

インターネットなどを利用して、保険料を納付することもできます。

電子納付には次の方法があります。

- ・インターネットバンキング
- ・モバイルバンキング
- ・Pay-easy 表示のあるATM
- ・テレフォンバンキング

契約方法などについては、ご利用の金融機関へお問合せください。

④クレジットカードで納付

簡単に便利なクレジットカード納付。

希望される場合は、住民登録をしている市町村の国民年金担当窓口またはお近くの金融機関、年金事務所等へお申込みください。



マイナンバーカードのお受け取りについて

平成28年8月1日現在、平成28年7月14日までに申請いただいたマイナンバーにつきましては、交付通知書の発送を完了しております。

交付通知書及び下記の書類をお持ちになり、お早めに市民課窓口にてカードのお受け取りをお願いいたします。

※交付通知書の受け取りから約3ヵ月を経過しますと廃棄処分となる場合がございます。また、廃棄処分後は再交付扱いとなり、交付手数料が発生いたしますので十分ご注意ください。

【持参いただく書類】

①本人が来庁される場合

○交付通知書（ハガキ） ○通知カード ○住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

○本人確認書類（運転免許所、旅券、在留カード等の顔写真付身分証を1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類2点。例：健康保険証、診察券、社員証、学生証、預金通帳、年金手帳等）

②代理人が来庁される場合（本人が病気、身体の障害等でお越しになれない場合に限り）

○本人の上記①の書類及び代理人の方の顔写真付身分証

○受け取りに関する委任状（交付通知書裏面への委任事項記載）

○マイナンバーカードの交付時に暗証番号を設定いたします。交付通知書裏面の記載欄にご本人が記入し、目隠しシールを貼った状態でお持ちください。

注：受付時間は午前8時30分から午後5時までです。 ※正午から午後1時を除く。

【お問合せ】 石垣市 市民課 TEL0980-82-1260